

# 田井里づくり計画

おおらかな人と心を育む里



神出神社の秋祭り(田井の神事番 2002年10月)

平成17年3月

田井里づくり協議会

はじめに.....	3
I 地域の概要 .....	4
1 地区の位置及び区域.....	4
2 公共施設、伝統及び文化.....	5
3 田井の埋蔵文化財.....	8
4 田井の歴史.....	10
II 地域の現況把握 .....	12
1 営農状況 .....	12
2 農業生産基盤.....	12
3 生活環境 .....	12
4 主要組織の活動内容 .....	13
5 自然環境 .....	13
6 土地利用 .....	14
7 土地利用の現況 .....	15
8 地区点検 .....	16
III アンケート調査 .....	19
IV 里づくり計画.....	25
1 営農計画 .....	25
水稻.....	25
野菜等 .....	26
産地直売活動.....	26
集落営農 .....	27
農業後継者の育成確保.....	28
生産基盤の整備と管理.....	28
2 生活環境整備計画.....	29
組織活動 .....	29
国道 175 号線.....	29
利便施設 .....	29
交通安全対策 .....	30
公共施設の整備 .....	30
防犯対策 .....	30
衛生.....	31
ゴミ対策 .....	31
ため池の管理.....	31
子ども社会.....	32
地区内の伝統文化行事.....	32
景観形成 .....	32
交流事業 .....	33
3 土地利用計画.....	34

農業保全区域.....	34
集落居住区域.....	34
環境保全区域.....	34
特定用途区域A.....	34
土地利用計画への位置づけ.....	355
V 参考資料.....	377
里づくり協議会の活動実績.....	377
里づくり協議会規約.....	377
里づくり協議会委員名簿.....	399

里づくり計画認定（変更）の経緯

当初策定（申請）平成17年3月5日  
（認定）平成17年3月28日（認定番号：第39号）

第1回変更（申請）平成28年9月26日  
（認定）平成28年10月26日（認定番号：第(西) - 39 - 2号）

第2階変更（申請）平成29年3月14日  
（認定）平成29年4月13日（認定番号：第(西) - 39 - 3号）

第3回変更（申請）令和3年1月14日  
（認定）令和3年2月4日

はじめに

田井里づくり計画の策定にあたって

平成 17 年 3 月  
田井里づくり協議会  
会長 西馬 紀雄

神戸市では「人と自然との共生ゾーン整備」を進めており、西区神出町の各集落でも里づくり計画が進んでいることから、田井地区でも平成 10 年 10 月に「田井里づくり協議会」を設立し、平成 14 年 10 月から「里づくり計画」の策定にとりかかりました。

田井集落は、昔から神出町の中心地として発展し、公共施設も田井地区に集約されています。このような背景から、アンケートや会議の中で、開発と保全の両方の意見があることが確認できました。また、地区を再点検し、田井集落の課題と目標も里づくり計画の中で掲げることが出来ました。

今後は、田井地区も住民が力を合わせて、楽しく生活できる集落を目指して、里づくりを進めたいと考えています。

なお、本里づくり計画で特に土地利用計画等は社会経済状況の変化により地域の状況もかわってくる可能性がありますので、その時点でまた見直しをすることも必要だと思っております。

最後に、この「田井里づくり計画」の策定に当たり、指導を頂いた兵庫県立大学三宅助教授、神戸市西農政事務所、神戸土地改良事務所や調査会議等でご協力いただきました住民の皆様にお礼申し上げますとともに、今後の里づくり活動等につきまして、いろいろとご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## I 地域の概要

### 1 地区の位置及び区域

田井集落は、神出町の中央部から南端部に位置する、神出町最大の集落です。

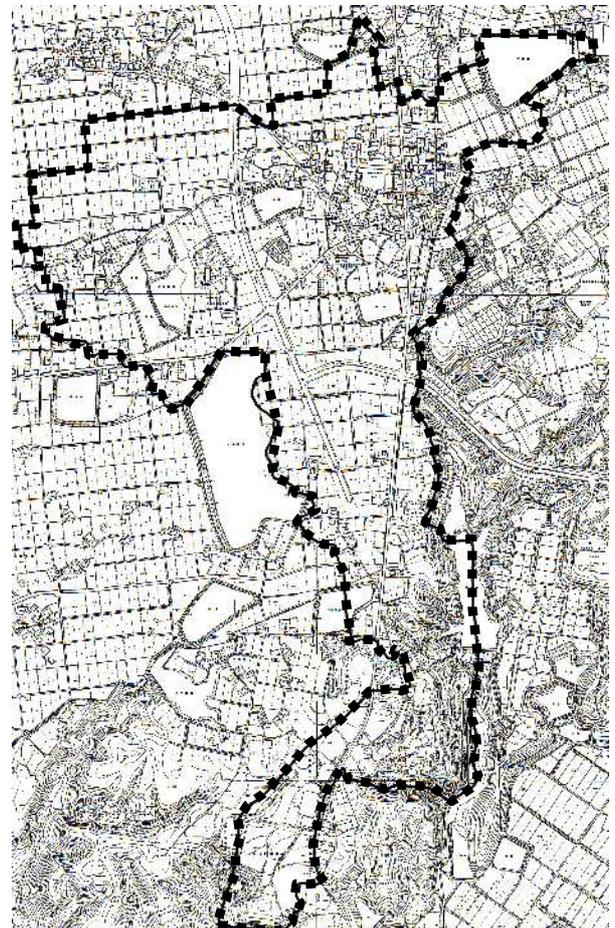
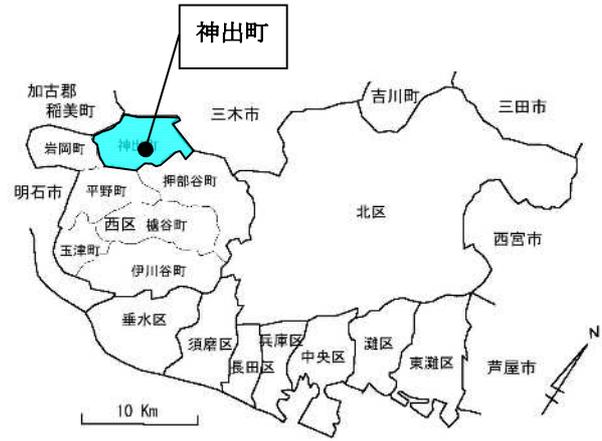
北は神出町北および老ノ口、西は池下、神納、上北古、東は東、南上、南下、南は西区平野町と接しています。山陽本線明石駅から北へ12キロ、市営地下鉄西神中央駅から北西4キロの位置にあります。

集落の中心を国道175号線が南北に縦断し、明石から三木方面への主要幹線となっており、東西には県道神戸・加古川・姫路線が通っています。

国道175号線と旧県道付近を中心に住宅が集中し、国道の西側に水田地帯が広がり、東北部に、雌岡山を望むことができます。

ほ場整備工事は昭和61年、農業集落排水工事は平成3年に完了し、生産基盤及び生活基盤は整えられています。

現在、国道175号線の混雑緩和のためのバイパス工事が進んでおり、交通の要衝としての重要性が増しています。



## 2 公共施設、伝統及び文化

### 西区役所神出連絡所

昭和22年開設。3班に分かれて、選挙、税務、健保、年金、住民登録、農業委員会事務等を所掌しました。長らく地域の行政活動の要として機能してきましたが、H10年に神戸市の機構改革により西区神出連絡所となり、窓口業務を中心とする業務で地域に貢献しています。



神出連絡所

### 神出郵便局

大正8年に為替貯金・保険・無集配郵便事務を主な業務として開局しました。その後、電信・電話、郵便年金、電話交換、集配郵便事務等を開始していきました。

神出郵便局は以前農協の南にありましたが、現在地に移転しました。



神出郵便局

### JA兵庫六甲神出支店

戦後、農業団体会法が改正され、昭和23年前身の神出農協が創立されました。

昭和44年5月に現在の神出支所が竣工されました。



J A兵庫六甲神出支店

### 神出小学校

明治24年に神出簡易小学校と北古簡易小学校が合併し、神出尋常小学校と改称し創立されました。教育目標を「心豊かにたくましく生きる子の育成」とし、教育努力目標を「思いやりのある子」「自ら学ぶ子」「明るくたくましい子」としています。校章には神出の象徴であり、多くの神々を輩出したといわれる雄岡山、雌岡山の二山を表し麓の池に映った姿を図案化しています。平成15年度には生徒数が314名在籍。職員数24名（校長、教頭、教員、事務、管理員、調理士）です。



神出小学校

### 神出幼稚園

昭和29年神出町立神出保育園創立、昭和39年神戸市に移管され神戸市立神出幼稚園と改称されました。教育目標を「すなおで心ゆたかな子ども」「じょうぶなからだでねばり強い子ども」「きまりを守り仲よく遊ぶ子ども」とし、教育努力目標を「自分らしさを出しながら、友達と意欲的に遊ぶ子どもをめざして」としています。平成15年度には園児数が44名在籍。職員数8名（校長、教諭、管理員）です。



神出幼稚園

### 神出保育園

昭和48年創立、敷地面積1,023㎡、0歳から就学前まで入所可能です。保育方針を「のびのびとあそぶ元気な子」「やさしくおもいやりのある子」「よくかんがえてあそぶ子」としています。児童定員90名。職員数15名（園長、保育士、調理士、栄養士）です。



神出保育園

### 神出地域福祉センター・児童館

昭和62年開設、敷地面積732㎡、1Fは地域福祉センターで和室・地域福祉コーナーからなり、2Fは児童館で学習室・図書室・遊戯室からなります。福祉センターと児童館が同じ建物にあることにより地域の人達と子供達との交流の場となっています。



神出地域福祉センター・児童館

### 神戸市立神出自然教育園

自然と直接ふれあう体験を通して、心豊かな子供の育成をはかる施設として神出自然教育園があります。

ここには、機械を使わず昔ながらの手作業で行う田植えや稲刈りができる水田をはじめ、無農薬野菜や果物の収穫ができる畑やビニールハウス・果樹園までもあります。施設内には、生き物も多く、昆虫や小動物の採集、観察ができます。人工水路には淡水魚が泳ぎ、水に入って魚とふれあうことができます。



神出自然教育園

### 田井公会堂

現在の J A 神出支店倉庫地に前公会堂がありましたが、進入路が狭く建物も老朽化したため昭和 51 年 12 月に現在地に移転建替えされました。1 階に和室、2 階に集会所があり、文化活動などに幅広く利用されています。



田井公会堂

### 蘇民神社

国道 175 号線を北上して、神出町に入って最初の集落の家が見えると国道東側に蘇民神社の石碑が目につきます。小さい社ですが、神社名が祭神の名前の珍しい社です。垂水区時代から、「太陽と緑の道」のコースで紹介され、多くの人々が訪れ、祭神や御利益について尋ねられるので、田井集落で昭和 56 年に現在の社碑を建立し、神社の縁起を記しました。



蘇民神社

### 西光寺

鎌倉時代の中期に唯称院心覚禅師によって開かれた寺です。田井から加古川線へ別れる三差路にあります。寺には由緒ある色とりどりの地蔵があり、神戸六地蔵巡りの第六番霊場にもなっています。

本尊は、阿弥陀如来。境内のいたるところに歓喜閣などの新しい建物が、次々と建てられ、寺は戦前の二倍程に広がっています。

歓喜閣入り口の両脇には、仁王の立像がかめしく「阿吽」の印を結んでいます。仁王像もよくできていますが今様ものです。

年に一回、一月末の日曜日に護摩たきの祈願祭があり、息災、増益、平和を願う善男善女が大勢集まります。

真言宗大覚寺派、準別格本山。

山号は無量寿山、西光寺です。



西光寺

### 中の池 明神

中の池の西側に、水天宮・毘沙門天・弁財天・お稲荷様を奉っています。7 月 1 日には御誕生祭、12 月 23 日には年末祭、節分から最初の午の日には初午祭を行っています。



中の池 明神

## 中堂

ここの祭神は、行者堂 八幡宮が祭られています。もとは神出町北の三坂にあったものを明治24年に田井の地に移築し、その後昭和53年10月に新築されました。田井は古くから学校、行政機関などが置かれていて、神出町の中心地であったので移築されたときは「ちゅうどう」と呼ばれていました。その後いつのまにか「なかんどう」と呼ばれるようになり今に至っています。



中堂

中堂の祭礼日は1月4日、春は5月5日、秋は9月15日、春と秋のお祭りには地元氏子による神事のあと、小学生を中心として、子供相撲が八幡宮前に作られた土俵上で行われ、賞金が勝者、敗者に与えられます。

## 3 田井の埋蔵文化財

神出町田井一帯は昔、窯業(ようぎょう)の中心地でした。昔の焼き物と言えば有名なのは、備前焼や丹波焼を始めとする六古窯(ろっこよう)が思い浮かびます。

神戸で焼き物が焼かれたのはそれよりも古い約800年から1,000年前の平安時代の終わり頃から鎌倉時代の始めにかけての頃です。

### 神出の焼き物

神出町一帯は、印南台地と呼ばれる標高100mほどの平坦な丘陵が加古川に向かって緩やかに傾斜する地形です。この台地に流れる小さな河川が台地を削り、浅い谷が出来ていますが、この谷の傾斜地を利用して長さ7.8メートル・幅1.5mほどの登り窯が築かれ、須恵器という陶器が焼かれました。発掘調査で見つかった窯跡は数十基ですが、推定では100を越える窯跡が築かれたと考えられます。



発掘された平安時代の窯跡

### 焼き物の行先

約1000年前(平安時代後期)、ここで焼き物が焼かれるようになった頃は、椀と呼ばれる茶碗のようなものや穀物や水などを蓄える甕・壺などで周辺の集落で使われるものが、作られていました。しかし、900年前ころになるとこれらの陶器類の他、大量の屋根瓦が生産されるようになります。この頃、屋根に瓦を葺く建物は役所か寺院、近くでは明石の郡衙(ぐんが・郡役所のこと)と考えられる玉津町の吉田南遺跡(現在の玉津下水処理場)や国衙(こくが・播磨国の役所のこと)といわれる姫路市本町遺跡(現在の播磨総社付近)で見つっていますが、それだけではなくその多くは京都の寺院や宮殿で使われていました。このことは、京都で見つかる瓦の文様と神出で見つかる瓦の文様が同じことからわかります。

### もうひとつの特産品

神出の窯業は瓦を生産することにより、大きく変化したと考えられます。瓦を京都に運ぶことで流通のルートが出来上がり、このルートに乗って他の陶器なども京都などの消費地に運ばれるようになったと考えられます。このなかで「こね鉢」という直径 30cm ほどの大ぶりの器が大量に生産されます。800 年前頃になると窯で生産される製品の 8 割がこのこね鉢という窯跡まで出てきます。特産品の誕生とっていいでしょう。この「こね鉢」、今で言う「すり鉢」と同様の機能を持つ器と考えられます。

この頃になると、明石市の魚住周辺でも神出の陶器と同様のこね鉢が作られるようになります。神出と魚住の陶器は瓜二つで容易に見分けはつかず、この二つを合わせて「東播系」とよんでいます。この東播系の特産品は京都のみならず東は鎌倉、西は四国、九州の各地に供給されます。各地の遺跡で見られる「こね鉢」は東播系の寡占状態ともいえる状況となります。

### 神出の衰退とその後

神出の焼き物は鎌倉時代のはじめ頃には衰退してしまいます。衰退の原因は後続して焼き物の産地となった魚住の製品であったと考えられます。魚住は海にも近く、陶器などは重いものですから海運を利用することになったことが、魚住が生き残った要因となったと考えられます。魚住の焼き物は室町時代にも続きますが、600 年前ころに製品としてより優秀な備前焼が流通するとともに衰退し、播磨地方の焼き物の伝統も廃れてしまいます。



鬼瓦



神出古窯址群出土品 1



神出古窯址群出土品 2  
(神戸市埋蔵文化財センター)

#### 4 田井の歴史

西暦（年号）	田井地区に関わる出来事	日本の出来事と米価
弥生時代 紀元前前後	近畿地方で最も早く稲作文化が根付く	
鎌倉時代 中期	西光寺創建	
安土桃山 1590(天正 18)年	西区周辺が秀吉の直轄地となる	豊臣秀吉全国統一
1600(慶長 5)年	西区周辺が姫路池田氏の所領となる	関が原の戦い
江戸時代 1620(元和 6)年	明石城が築城され、西区周辺は明石藩の支配下となる	
1868(明治元)年	明石城を開城	米 60 kg⇒1 円 69 銭
1871(明治 4)年	廃藩置県により明石県誕生、姫路県を経て飾磨県となる	
1876(明治 9)年	飾磨県が廃止され兵庫県に合併される	
1889(明治 22)年	神戸市発足、市町村制が実施され、西区地域は神出等 7 つの村にまとめられる	
1891(明治 24)年	神出簡易小学校と北古簡易小学校を合併して、神出尋常小学校となり、田井字弥宣に校舎新築中堂が北の三坂より田井地区に移築	米 60 kg⇒3 円 64 銭
1893(明治 26)年	蘇民神社が田井村守護神にと天王山より現在地に奉遷	
1919(大正 8)年	神出郵便局開設	
1938(昭和 13)年	現在の国道 175 号線が県道として完成	1941 年 第二次世界大戦開戦
1941(昭和 16)年	西馬昌雄氏自治会長就任	
1944(昭和 19)年	竹本徳次氏自治会長就任	
1946(昭和 21)年	第 1 次農地改革による耕作地の譲渡開始	米 60 kg⇒210 円
1947(昭和 22)年	第 2 次農地改革による農地等買収売渡 神出など 7 つの村は神戸市に合併して垂水区に編入され、神出連絡所を開設	米 60 kg⇒700 円
1948(昭和 23)年	野口重一氏自治会長就任 神出農協が創立	
1953(昭和 28)年	現国道 175 号線が県道から国道に昇格	米 60 kg⇒3280 円
1954(昭和 29)年	神出町立神出保育園(現市立神出幼稚園)創立	
1958(昭和 33)年	西馬巽氏自治会長就任	米 60 kg⇒3960 円
1969(昭和 44)年	西神ニュータウン用地買収開始 農協神出支所が現在地に竣工	
1970(昭和 45)年	コメの減反政策開始 第二神明道路開通 市民の花に「あじさい」を制定	米 60 kg⇒8272 円
1972(昭和 47)年	西神ニュータウン起工式	
1973(昭和 48)年	神出保育園創立	
1974(昭和 49)年	梶孝氏自治会長就任	米 60 kg⇒13615 円

1976(昭和51)年	現在の公会堂建立	
1977(昭和52)年	地下鉄西神線開通	
1978(昭和53)年	「西神地区分区」神戸市会可決 中堂の新築	
1979(昭和54)年	ほ場整備事業工事着手(神出地区)	
1981(昭和56)年	ほ場整備事業工事着手(田井集落) 蘇民神社の現在の社碑を建立	米60kg⇒17756円
1982(昭和57)年	垂水区から分区して西区となる	
1983(昭和58)年	ほ場整備事業工事完了(田井集落)	米60kg⇒18266円
1984(昭和59)年	農業公園(ワイン城)開園 野口貢氏自治会長就任	
1985(昭和60)年	市営地下鉄が名谷から学園都市まで延長	
1986(昭和61)年	ほ場整備事業工事完了公告(田井集落) 市営地下鉄西神中央線全線開通 神戸西バイパス・西神自動車ルート発表	米60kg⇒18668円
1987(昭和62)年	地下鉄全線開通 西区誕生5周年記念式典	
1990(平成2)年	神戸市西郵便局開局	米60kg⇒16500円
1991(平成3)年	神戸西警察署開設 農業集落排水事業田井地区供用開始	
1992(平成4)年	神戸市西消防署新築移転	
1993(平成5)年	アーバンリゾートフェア神戸'93開催	関西空港開港
1994(平成6)年	西区人口20万人突破 高野正氏自治会長就任	米60kg⇒16392円
1995(平成7)年	阪神淡路大地震発生	新食糧制度発足
1996(平成8)年	ほ場整備事業換地公告	
1998(平成10)年	明石海峡大橋開通 竹本和人氏自治会長就任	米60kg⇒15805円
2000(平成12)年	神出自然教育園管理棟・学習棟完成 ほ場整備事業神出地区完了	
2002(平成14)年	田井里づくり計画の策定開始 西馬紀雄氏自治会長就任	米60kg⇒14290円
2004(平成16)年	台風が10個日本に上陸し、田井地区も農産物等の被害大 ほ場整備事業換地・処分登記完了(田井集落)	

## II 地域の現況把握

### 1 営農状況

田井地区は農家戸数 94 戸と西区でも最大の農家を抱える集落ですが、専業農家 4 戸と非常に兼業農家の多い集落です。(2000 年農業センサスより)

兼業農家が多いことから、1 戸あたりの経営耕地面積は、69 アールと西区の中でも少ないですが、これらの農地は昭和 56 年からほ場整備事業が開始され、効率のよい農業が可能な生産基盤として整備されています。集落営農も活発に取り組まれていることから、当面は現状の農業が維持できる方向にあります。

また、この農地の存在が農業生産面だけでなく、集落の生活環境や農村らしい風景として良い影響を及ぼしています。

平成 16 年度の水田の作付け状況は次表のとおりで、稲作中心であるが、減反政策に沿って田井本地区では約 45% 程度の転作を実施しています。

田井地区でも他地区と同様、担い手の高齢化や農業機械の更新にともなう採算性の追求など課題が大きくなっています。

田井地区 水田作付状況

単位 a

水稲	大豆	野菜	花卉	飼料	景観	果樹	カイハイ	地力増進	自己保全	調整水田	合計
3,721.7	174.3	501.4	133.5	744.2	63.3	135.7	0.0	623.1	246.0	81.0	6,424.2
57.9%	2.7%	7.8%	2.1%	11.6%	1.0%	2.1%	0.0%	9.7%	3.8%	1.3%	100.0%

水稲作付内訳

	ドントコイ	コシヒカリ	日本晴	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	モチ	水稲計
面積	14.5	1,640.5	30.3	1,918.3	104.1	14.0	3,721.7
率	0.4%	44.1%	0.8%	51.5%	2.8%	0.4%	57.9%

### 2 農業生産基盤

昭和 56 年にほ場整備事業に着手し、地区内での農地を整備し、平成 16 年に換地処分登記が完了しました。



ほ場整備によりできた水路

### 3 生活環境

田井地区は神出町の中核集落としての役割を果たしてきたことから、主要な公共施設はすべて田井地区に集約されています。

その結果、神出町のお他集落に比べると、生活環境面で恵まれた状況もありますが、地区点検やアンケートでは、現況の不満な面や、整備改良の必要な箇所も多くあります。

特に交通安全対策や、不法駐車対策、国道 175 号線バイパスの整備については住民に関心の高い項目で、田井地区の置かれている状況を表しています。

また、地区内に小学校が位置しているため、学校行事や小学校との交流活動についても意識が高い傾向にあります。

#### 4 主要組織の活動内容

組織名 発足年	参加数・ 年会費・ 任期	活動内容	その他
神出老人 クラブ(第 4 かたこ 会) 昭和 39 年 2 月 ～	89 戸 1 会員 2 千 円 役員任 期 2 年	中央公園、蘇民神社の草刈・清掃作業(年 6 回) 地域農道周辺清掃(9 月)、総会(3 月) ゲートボール、グランドゴルフ、輪投げ、カラオケ、旅行等定期的実施	中央公園・ 長池・向所 小屋・バス
田井営農 組合 平成 13 年 12 月 9 日 ～	103 戸 組合結成 時 1 戸 1 万円 役員任期 2 年	加入組合員からの作業委託申込により稲作水田の耕起～刈取作業等を暦月のスケジュールにより運行実施している。別途、水田農業経営確立対策に伴う事業にも積極的に協力して所期の期待量達成に役立っている。随時申し出のある作業にもその都度適切に対応している。	多目的集會 所、所有農 機、管理會
水利委員 會	140 戸 耕作面積に 応じ賦課金	溝そうじ、田植、中の池明神榎ぬき儀式、さなぼり、池堤防草刈、草焼(2 月)、総会(1 月)	ため池、ポ ンプ整備、 農業用井戸
神出土地 改良区 昭 和 55 年 2 月 20 日～	2900 円 /10a	住みよい町づくりを目指して神出町開発協議会を設置。住民参加のもと 5 年の審議を経て県下最大の土地改良区を設立	
自治會	230 戸 1 戸 600 円/月	神出町の自治會行事に参加 溝そうじ、総会(1 月)、月 1 回の月例会、 その他必要に応じ役員會	公會堂 公園(4) 神社(2)
婦人會		奇数月の第 1 日曜日(町内の空き缶、ごみ拾い) 月 2 回の公會堂の清掃、月 1 回の月例会 その他神出町の婦人會行事に参加	
子ども會		廃品回収、地区内で日帰り旅行を実施 その他神出町の子供會行事に参加	
消防団		神出町の消防団行事に参加 年末警戒等を実施	

#### 5 自然環境

田井地区で特に国道 175 号線沿いについては、市街地の景観を形成し、市街地の機能も有していますが、その周辺には多くの農地もあり神出町の特徴でもあるため池もあります。このため池も昔は子どもたちの遊び場、夏はプールとしての機能もあったという昔話もあることから、水質もきれいだったと想像できます。自然教育園の周辺も見苦しい状況になっている状況で



釜池

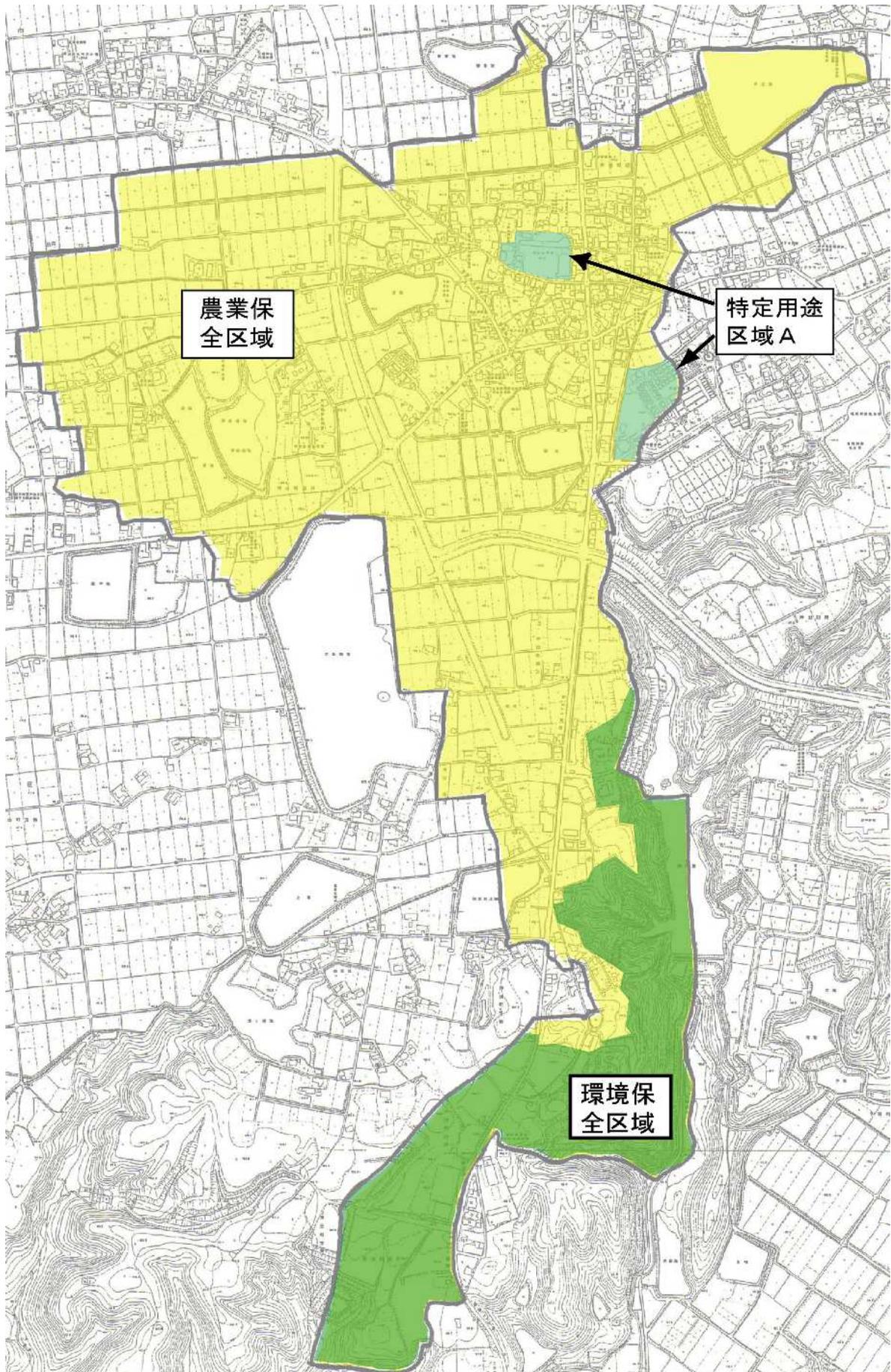
せつかくの景観を損なっています。

## 6 土地利用

平成 11 年に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」の施行により農村用途区域が設定されましたが、田井地区の 180ha は当初指定として、農業保全区域、環境保全区域、特定用途区域 A の 3 ゾーンに指定されました。

田井地区は昔から神出町の中心地として発展し、公共施設も田井地区に集約されています。このような背景から都市的な開発を望む意見もありますが、今のような農村環境を望む意見もあります。

## 7 土地利用の現況



## 8 地区点検

アンケートの結果を受け地区の点検を行いました。

地点	良い所	良くないところ
① 北集落との 境界付近		<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンテナが見苦しい（仕方ない面もある）。</li> <li>● 古い機械が田に置きっぱなしになっていて見苦しい。</li> <li>● 堆肥の臭いがくさい。</li> </ul>
② 7 隣保の公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隣保のよっては小さな公園があり集会などにも利用してる。</li> <li>● 公園はきれいに管理されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃屋があり、危険で見苦しい。</li> </ul>
③ 神出町公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神出町全体の大きな公園がり、とてもきれいに整備、管理されている。</li> <li>● 公園から長い望む形式がきれい。（小さな橋がある）</li> <li>● 立派な記念碑もある。（ほ場整備）</li> <li>● トイレもきれいに掃除してある。</li> <li>● 小さい子供も遊べるようになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大きい公園は使用に許可が必要で使い勝手が悪い。</li> <li>● 公園と自然教育園の間に資材置き場やプレハブの建物があり見苦しい。野焼きもしている。</li> <li>● 公園でラッカーを使ったあとがあった。</li> </ul>
④ 大鳥喰い池	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大鳥喰池からの眺めが良い。</li> <li>● 国道 175 号バイパス用地がすでに準備されている。（早く完成にてほしい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銃猟禁止区域にしてほしい。（指定済）</li> <li>● 産廃が山のように積まれているのが良く見える。</li> </ul>
⑤ 8 隣保の公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● きれいに管理されており、隣保の集会に利用する集会場もある。</li> </ul>	
⑥ 蘇民神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蘇民神社には、神出神社の御祭りの際、8 年に一度御みこしが下りてくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神社南側の不法投棄が見苦しい。</li> </ul>
⑦ 蘇民神社南 側住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小さな祠があり、頻繁に御供え物などをしている人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産廃処理場が近く、悪臭がすることがある。</li> <li>● 産廃業者が野焼きしている。</li> <li>● 産廃が山のように積まれ、危険に感じられる。景観も悪い。</li> <li>● 数百メートルの間、街灯がない。</li> </ul>
⑧ 田井交差点 東側付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 淡山疎水の水路は、東播用水の管理事務所がきれいに管理している。</li> <li>● 連絡所裏辺りの公園に古いバスが置いてある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉センターのところの交差点で、出会い頭の事故が多い。</li> </ul>

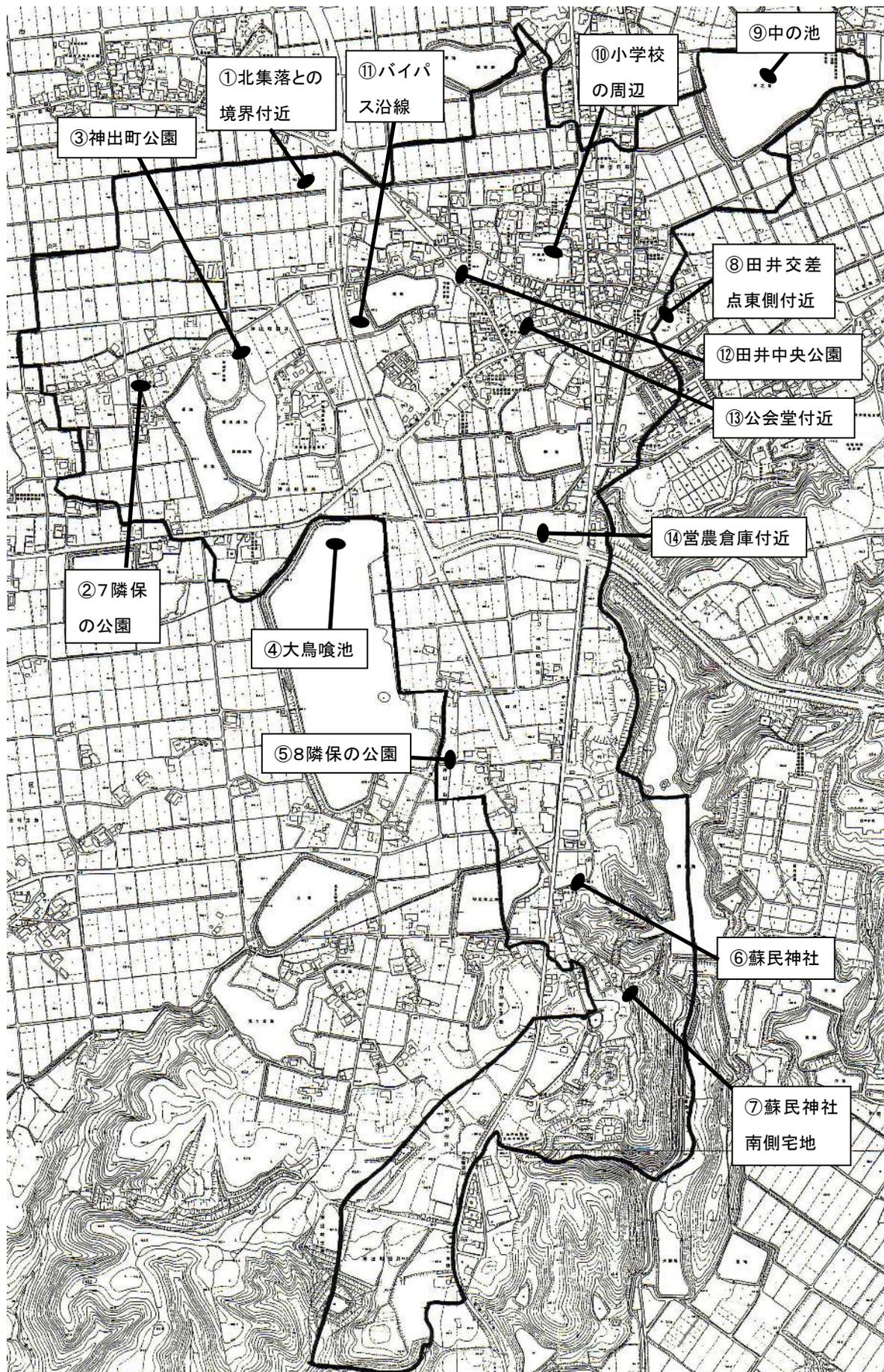
⑨ 中の池	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中の池から見る景色は自慢である。</li> <li>● 池のほとりにある神社も雰囲気良くきれいに管理されている。</li> </ul>	
⑩ 小学校の周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校の裏に神社があり毎年相撲大会が開かれる。土産付で人気がある。</li> </ul>	
⑪ バイパス沿線	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンビニが出来た。</li> <li>● 学校に近くなので歩道橋がついている。</li> </ul>	
⑫ 田井中央公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かたこ会が良く利用しており、管理も任せてある。花壇や植木もきれいに管理されている。</li> <li>● 春になると梅やさくらが咲く。</li> </ul>	
⑬ 公会堂付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公会堂の駐車場に記念碑が建てられている。</li> <li>● 西光寺ではよく催し物があり中でも盆踊りは多くの子供があつまる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西光寺西側の県道の交差点にはミラーがなく、事故が多い。</li> </ul>
⑭ 営農倉庫付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営農倉庫が出来た。前で直売所ができれば、という声もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近くの道路には違法駐車が多い。</li> </ul>
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神出町内の公共施設が集中している。</li> <li>● 貸し農園などができればよいという意見もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放棄田がある。</li> <li>● 釣り客が釣り糸の始末をしていないので困る。</li> <li>● 大きな看板。</li> <li>● 防火水槽の水が汚い。</li> </ul>



地区内点検の現地調査



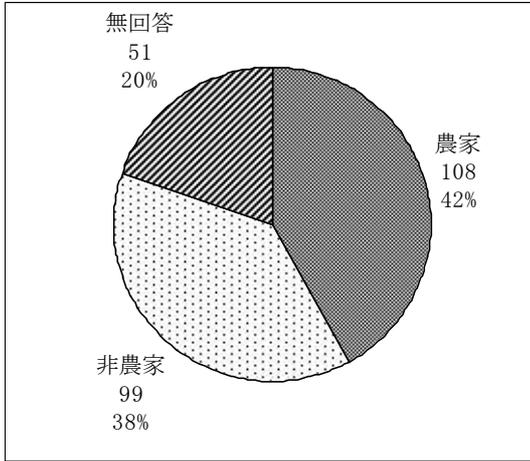
現地調査後の協議会



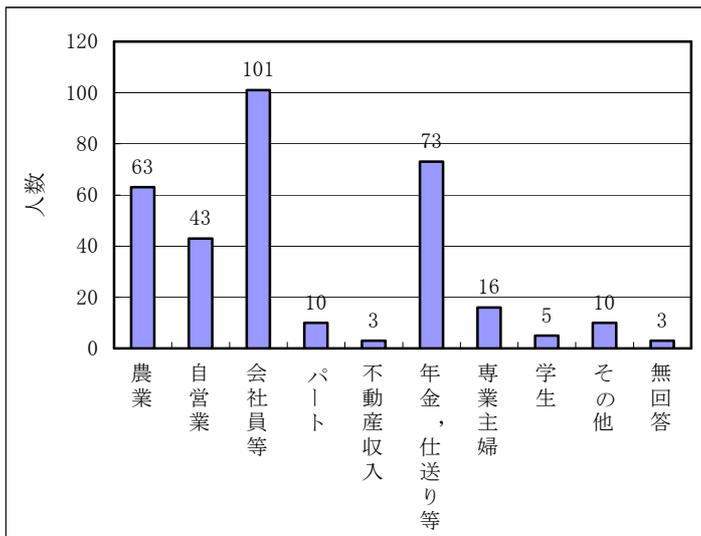
### Ⅲ アンケート調査

平成14年10月に快適で美しい農村環境の実現と地域の活性化を目指し里づくり計画を策定するためにアンケートを実施しました。

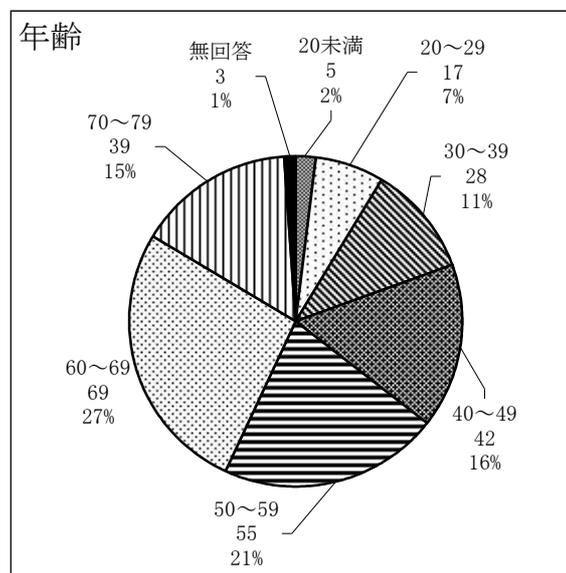
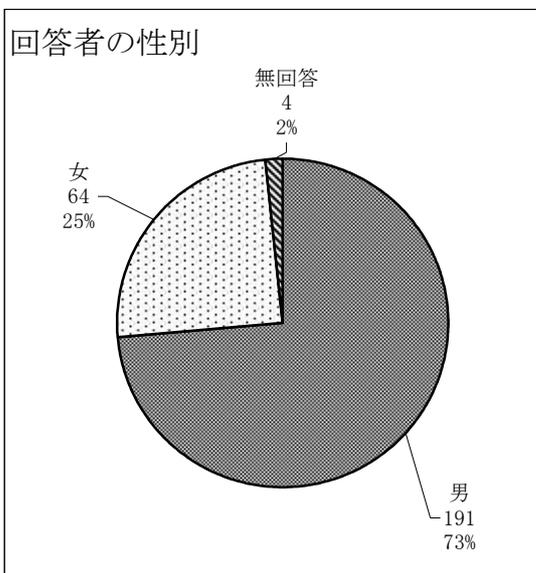
#### 1 農家、非農家の割合



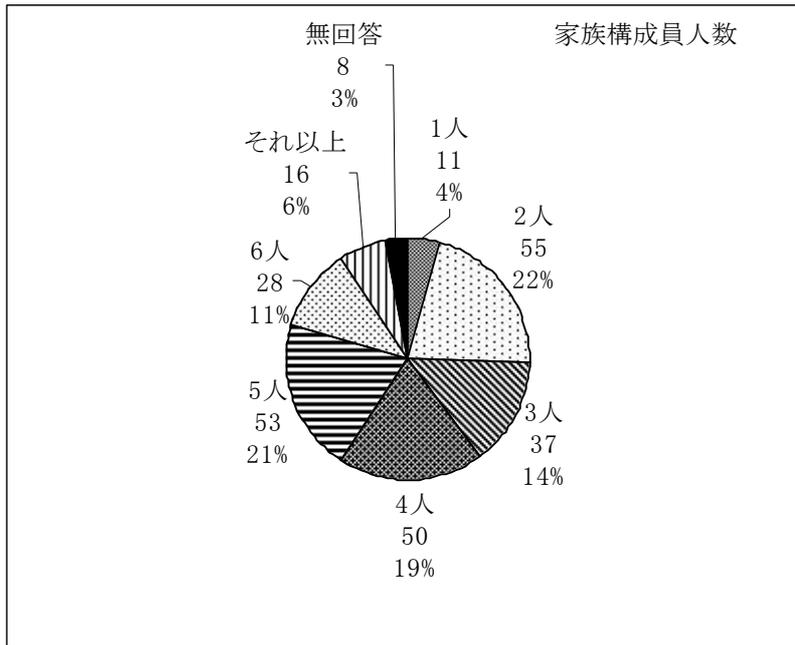
#### 2 世帯主の職業と収入源(複数可)



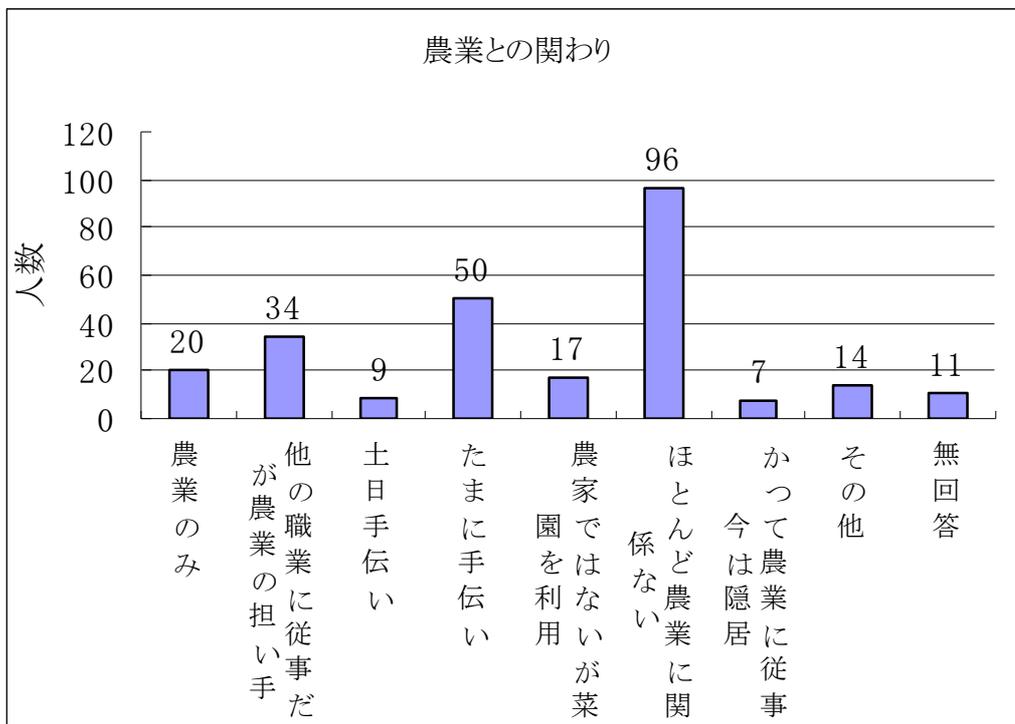
#### 3 性別と年齢



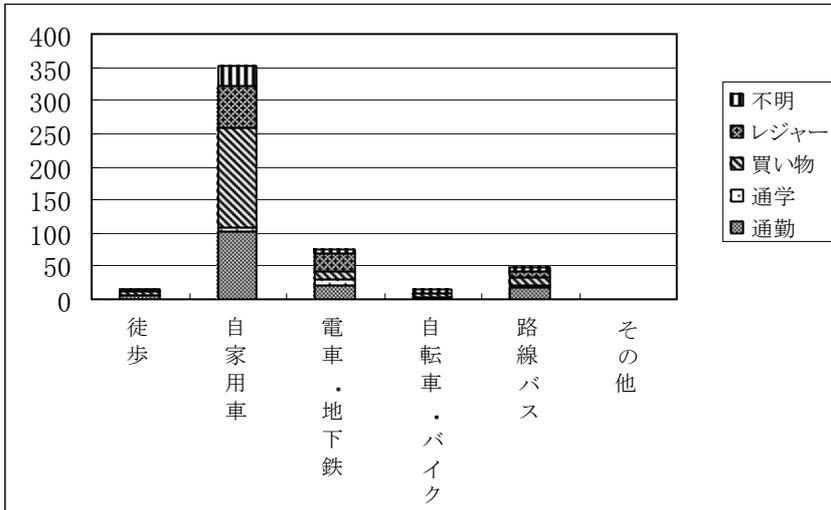
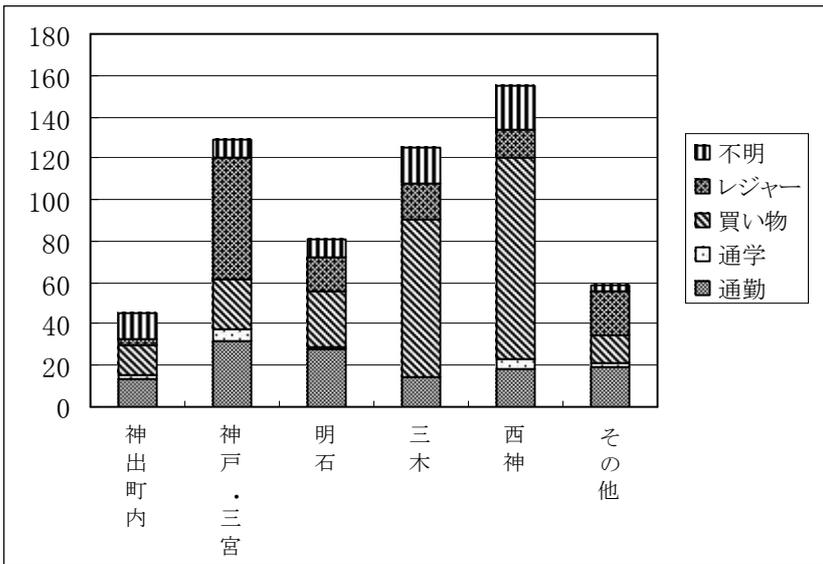
#### 4 家族構成員の人数



#### 5 農業との関わり



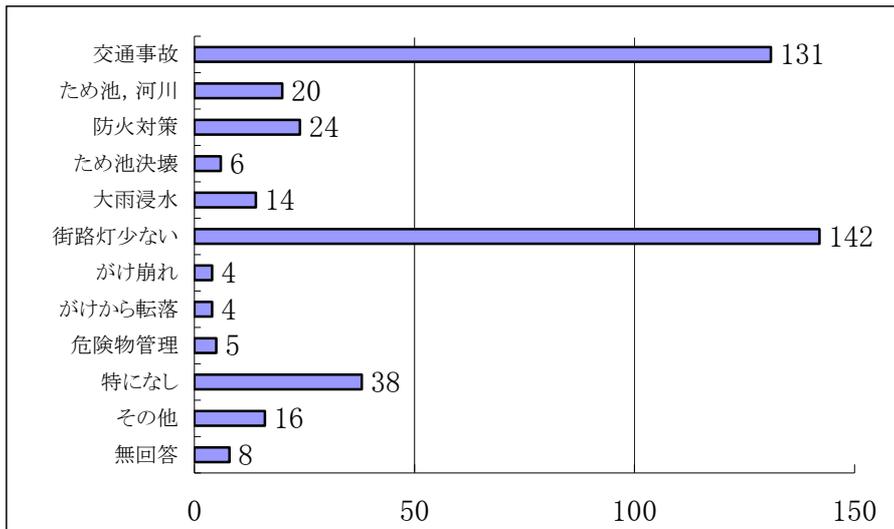
## 6 外出時の方面と手段



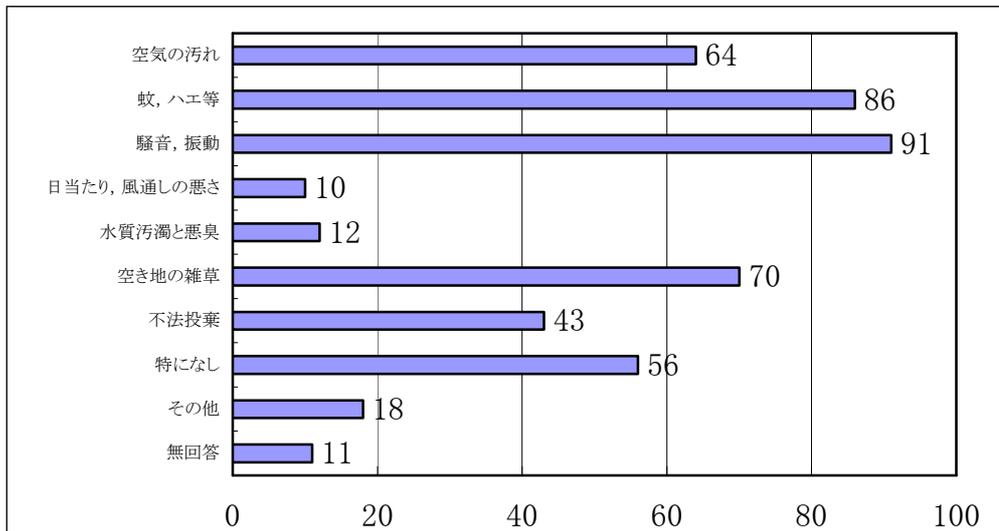
	通勤	通学	買い物	レジャー	不明
神出町内	13	2	15	3	12
神戸・三宮	32	6	24	58	9
明石	28	1	27	16	9
三木	14	0	76	18	17
西神	18	5	97	14	21
その他	19	2	14	21	3

	通勤	通学	買い物	レジャー	不明
徒歩	5	0	8	1	2
自家用車	101	8	149	65	28
電車・地下鉄	20	9	14	27	6
自転車・バイク	2	1	5	1	6
路線バス	18	3	13	7	8
その他	1	0	0	0	0

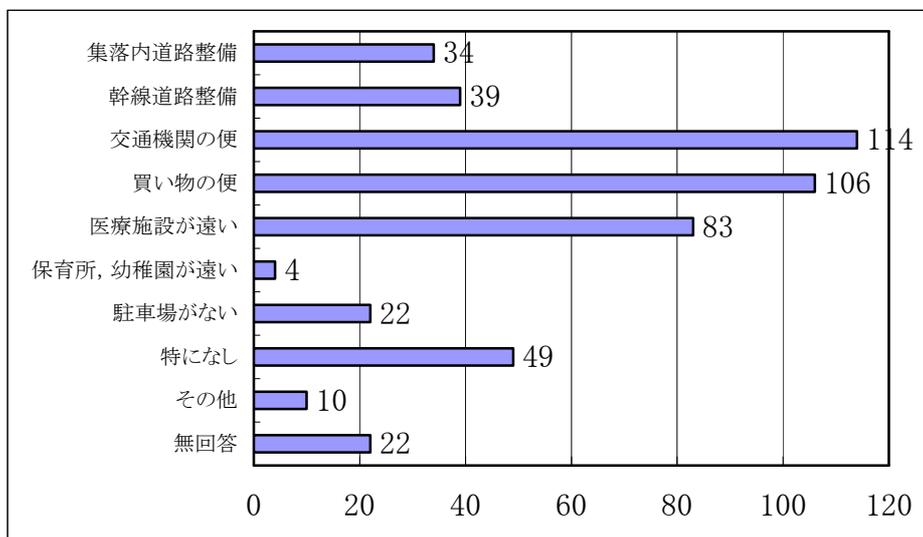
7 危険や不安に感じること（複数回答）



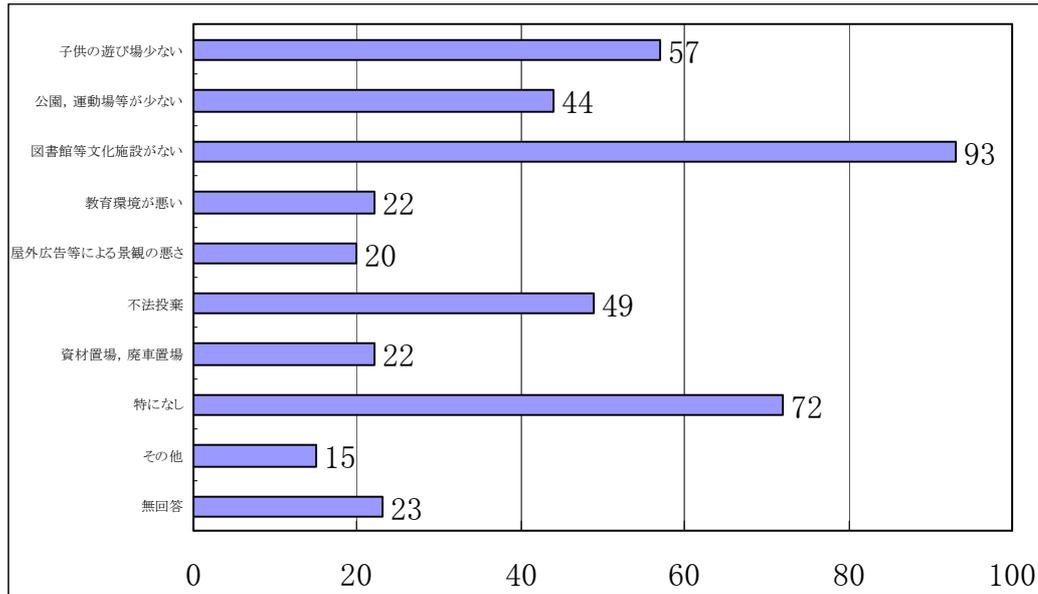
8 健康や衛生面で不安に感じること（複数回答）



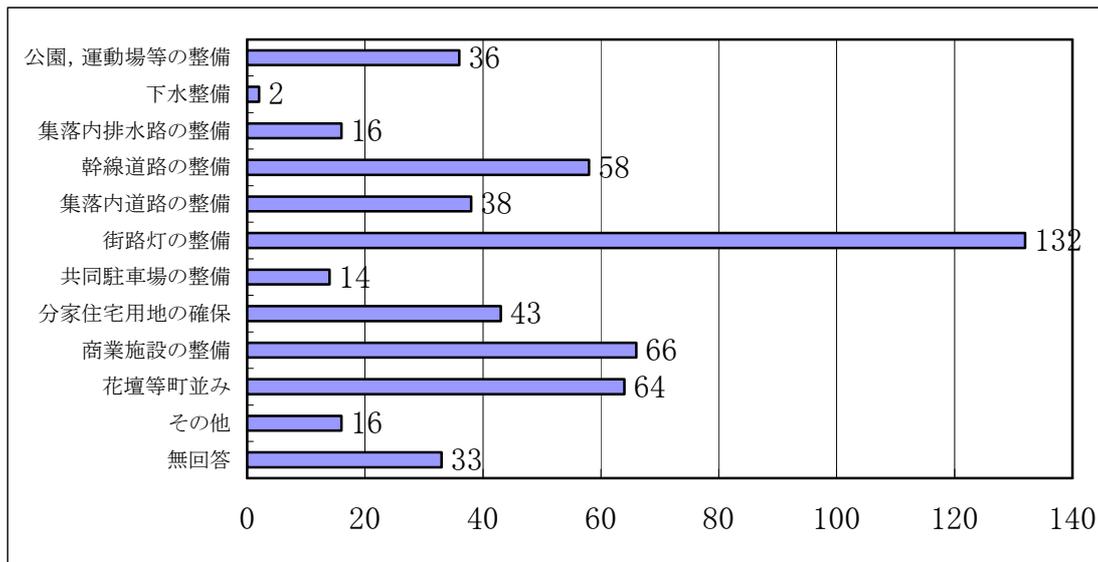
9 日頃, 便利が悪くて困っていること（複数回答）



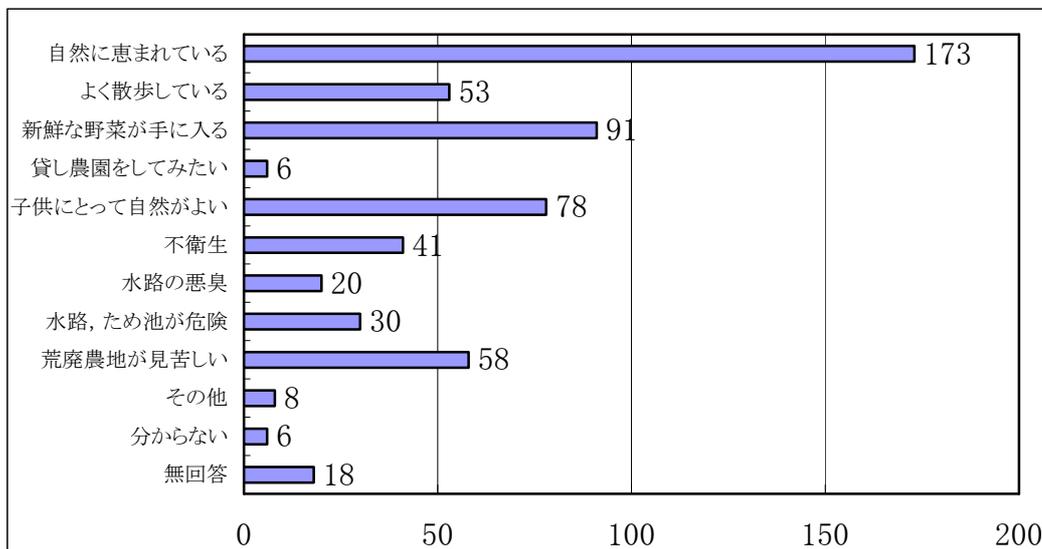
10 日頃、快適な生活という面で不満に思っていること（複数回答）



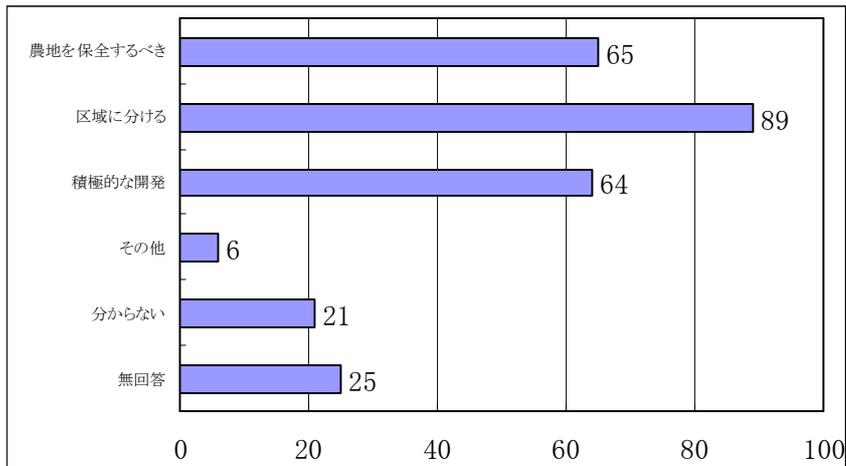
11 生活環境を快適にするため必要なこと（複数回答）



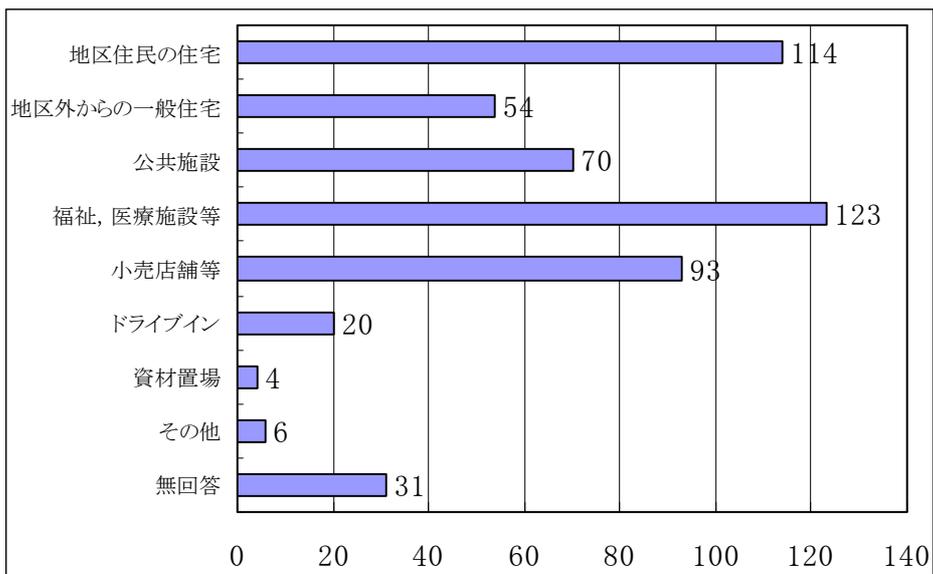
12 自宅近くに農地が広がり、農業が営まれていることについての評価（複数回答）



13 地区の今後の農地利用や地域整備のあり方（1つだけ選択）



14 容認できる開発（複数可）



#### IV 里づくり計画

田井地区は楽しい里づくりを目指して、農業面とあわせて、防犯、衛生、ため池の管理等について調査のうえ計画づくりを行います。また、175号線バイパス早期完成、公共施設の整備等を要望するとともに地域の繁栄を目指します。

##### 1 営農計画

田井地区は1戸あたりの耕地面積は69aと西区内の集落の中でも経営面積が小さい集落で(西区平均、80a)、田井では農地を守っていくのが精一杯と感じている農家も多いようです。

昭和30年代まで田井地区でもまだ木杵を使って手で田植えしていたものですが、現在稲作は便利になりました。ただし、その分農業機械への投資が増加しています。今後は農業機械の有効利用が課題で、これらも含めて田井地区の今後の農業維持発展のためには、営農組合活動の推進が必要です。

水稻栽培の省力化をはかり、余力を野菜生産に回す方法も可能ではないかと考えられます。

経営面積が小さいことを逆に、ていねいに自分の好きな様に、気楽に農作業ができるメリットとして生かしていきます。

#### 水稻

平成16年度は、ヒノヒカリの開花時期にも台風が来たので大きな被害を心配しましたが、被害は少なかったようです。被害を分散させ、稲作の共同事業の作業性を考慮して、現状では早生コシヒカリ、中生キヌヒカリ、晩生ヒノヒカリと三分割して栽培するのが良い方向です。

また、コメの品質にこだわるなら、今後はコメの調製も組合で重点実施することが必要で、当初は古い機械の活用から始めます。

田井はイネを栽培するのに一番よい条件に恵まれているといわれていることから、当面は稲作に重点を置き、営農組合活動で、直播、アイガモの導入等の新たな技術や発想を実験的に取り入れてみることも必要です。色々工夫を重ねて試行の結果を総括し、改善点が無いか検討して成果につなげます。



これらはリスクもありますが、工夫を重ね、組合員が楽しみ、わくわくする農業を進めます。

また、計画の検討の中で赤米をはじめとする有色米、古代米の提案がありました。自然教育園では古代米、赤米、黒米を6種類ぐらい作っている実績があるので、これらの情報を集め、試験栽培として当地区でも取り組みます。ただし、このような作物は採算だけでは長続きできないので、他に付加価値を見つけて、遊び感覚も盛り込み楽しむことから始めます。

その一例として、生産された赤米を一割程度入れてモチにするとピンク色の綺麗な餅になりますが、さらにこれに物語性の付加価値を付け加えて、地区内から消費拡大をはかります。例えばお正月用に集落で配ることを検討します。

ただし、有色米を栽培する場合、白米の品質に影響を及ぼさないようにコンバイン等を区別して使用することが必要で、古い機械で専用使用することとなります。転作については、今後は集落において、自主的に計画を進めていきます。

## 野菜等

田井地区での野菜作は少数で、しかも目的も自家消費が主流ですが、今後の農業の振興を考える上で、特産的な作物を作付けをすることが必要で、農家の収益にもつながります。

まずは、田井の土に合う農作物の模索が必要です。現在は、売れるものを作るというのが営農の基本ですが、昔作っていた作物の見直しも必要で、昔からの経験と新しい情報により特産物を検討します。

田井の土質は野菜作に適さないという意見がありますが、必要であれば客土や土壌改良材による土壌改良を実施します。田井の土質に合う可能性のある作物としてレンコンやサトイモも上げられており、今後地域の特産として検討します。また、併せてドジョウについても試験的に養殖を行います。

田井地区は経営面積が少ないといわれますが、小面積であるから手間をかけられるという面もあります。経営面積が少ないことを田井の農業のメリットにします。

集団転作として有望な黒ダイズは、各地区でも栽培する人が増えていますが、田井にあった栽培品種と栽培方法を検討し、将来、試験栽培を実施します。売れる可能性のあるものを良品質で作り続ければ転作も採算が合います。

果樹の振興として、現在他地区ではイチジクの生産が復活増反していますが、田井地区ではあまり増えていません。その原因として転作制度での不都合も懸念されていましたが、現在は果樹への転換は転作制度上、問題はなくなりましたので、果樹への転換も勧めます。

## 産地直売活動

直売所については、他地区に比べて田井は出遅れたという思いが農家にはありますが、直売所も今では競合の問題があります。直売を希望する農家は他地区や大型直売所との競合を考えてJAの大型直売所への参加を勧めます。そして大型直売所にはない良さを出す自信が出たとき、もっと違う個性のある直売所として田井地区内に直売所を整備します。

田井地区は、農家と非農家が半々ぐらいで、田井地区内で生産された野菜を消費するより、店で一般の野菜を買う人の方が多いという現状があります。田井地区の農家の皆が色々なものを分担して栽培し、田井の住民が皆で野菜を融通しあうシステムも必要です。田井のすべての住民が地区内の野菜を消費できるシステム、地産地消が農業の基本、原点であることを確認します。

農産物の物々交換システムのひとつとして、西区では家庭菜園のもぎ取りはあり

ませんが、田井の非農家や小規模農家を対象とした会員制の野菜もぎとり農園を整備するのも地産地消の手段の一つです。また、特区事業で新規就農も規制緩和されたことから、制度を研究し、非農家や分家の方も家庭菜園が出来るシステムを作ります。

## 集落営農

地区内のほとんどの農家が集落営農を実践している「田井営農組合」に参加しています。

田井では、現有の農業用機械が壊れたら稲作をやめそうな人が多いのではないかとされており、今後営農組合の仕事は確実に増えると想定されます。

現在、営農組合の請負面積は3haですが、目標は20ha以上とします。また実際これぐらい引き受けなければ継続的な営農組合の運営は不可能です。

ただ、現状でも営農組合の運営にあたり困難があります。集落からの助成があるため、集落の組合員にメリットがあるように作業受託料金はJAの設定料金より1割ほど低く設定しています。田井営農組合に作業受託すれば安心だというメリットがあることから、無理に料金を下げる必要はないかもしれません。

集落営農は、現在の個々の農家の稲作収支も赤字であることを前提としつつ、組合員の努力で営農組合の健全な運営を進めます。

営農組合のオペレーターは、一番若い人が55才、残りは60才以上で6名が登録されていますが、これから間違いなく作業委託が増えるので、将来はオペレーターが不足する恐れがあります。現在、オペレーターとしての後継者を増やす方法として、集落の行事などの機会に若い人に積極的な活動への参加やオペレーターの登録を勧誘します。



若い世代にも営農組合活動の楽しさ等をアピールし、青年や女性の組合員やオペレーターを増やし、多くの人が集まることによりすばらしい発想や企画が発信できるようにします。例えば里づくり協議会で植えたリンゴを営農組合で管理し、収穫は婦人会、老人会、子ども会などが担うという発想も検討し具体化します。そしてうまくいけばリンゴ以外にもカキ、モモ等樹種を増やしていきます。

また、非農家の人でも、機械を動かすのが好きな人が多いことから、非農家で農業に興味のある人をオペレーターとして募り、謝礼は米等を現物支給する方法も考えられます。

今後の新たな活動方針として、転作作物で、特に飼料作物の栽培管理には営農組合の活躍する場が増えていくことも十分認識し、田井地区の転作実施にも関わっていきます。また、田井で消費するモチ米は営農組合ですべて扱うぐらいの方針が必要です。

稲刈りを終了した時点で収穫祭を実施し、自分たちで喜びを作ります。そんな中

で営農組合活動に積極的に農家の子どもが参加できるように企画します。収穫祭ではバーベキュー、関東煮等を提供し、まずは集落内で交流を活発化させ、都市に住んでいる親戚の人達を呼び戻せる等から都市との交流にも発展する可能性があります。各組織を横断的に連携するために里づくり協議会が努力します。

### **農業後継者の育成確保**

今後、定年帰農者が確実に増え、その予備軍も期待できることから、これらの人が新規就農して野菜等を生産すれば当面は田井の農業は維持、活性化出来ます。

現在農業を支えている世代は、家族全員で農作業を手伝わないと間に合わなかった時代を経験し、小さい頃から自然と農業を経験的に覚えたという背景がありますが、現在は農業機械があるため子どもがあえて農業を手伝わなくても済む状況にあります。

農業への理解と関りは、子どもに農業の手伝いを強要して済む問題ではありません。子ども達と農業との関わり方を検討し、営農組合の活動の一環として、レクリエーション的に子どもが農業に関われるようにします。

### **生産基盤の整備と管理**

田井は小規模農家が多いため、また野菜栽培を推進するため、ほ場整備事業で20アール区画の整備を採用しています。このため野菜栽培に適した区画の農用地を最大限活用する必要があります。そして、放棄田が生じないように農家が力を合わせていく必要があります、これも営農組合の役割でもあります。

## 2 生活環境整備計画

住みやすい町、田井を守り育てるために地区内の点検で指摘された項目に、集落として向き合って解決していきます。その手段として解決策を具体的に掲げ、関係する既存の組織が中心となって問題解決に取り組みます。

### 組織活動

既存の組織の活動を整理し、集落の機能維持を図るために各組織の活動を活発化します。

また、それぞれの組織の活動内容について点検し、組織間の活動の調整を図っていきます。

今回の計画策定に当たっては、特に子ども会活動に意見が出ましたが、子どもが地域のあらゆる世代と接して交流できる場の確保も必要です。集落内の既存組織、たとえば営農組合の活動に子ども会が合流することも子どもにとっても意義のあることです。また大人と子どもが共同作業をしながら生活の知恵を教える機会も必要です。

なお、個々の生活が多様化しており、講で行事を行い助け合うという必要性が少なくなったといわれています。違った形での住民同士の関り方も検討していきます。

### 国道 175 号線

175 号線バイパス用地の買収が既に済んでいますが、神出町として環境改善の手段となる 175 号線バイパスの早期完成を引き続き要求します。ただし、バイパスが完成した後を想定して、旧道との地域としての関わりや活用も引き続き検討します。



175 号線バイパス



旧街道

### 利便施設

計画を検討し始めた頃はコンビニもなく、ちょっとした買い物ができないという意見がありましたが、現在 175 号線バイパス沿道にコンビニができています。今後も増える可能性があり、メリットとデメリットを確認し交通安全対策等も含めて地

域として監視します。

また、バスの運行増便、地下鉄の延伸、地下鉄駅までのバスの運行、ケーブルTVの整備、銀行、薬局、専門病院の誘致、電波障害対策について地元からの要望が強いことから、地域として引き続き要望し、住みよい田井地区を目指します。

### 交通安全対策

信号等の交通安全施設の新規設置箇所を提案要望します。ただしバイパスの完成により交通事情は変化し、危険も緩和されることも予想されます。このことから、まずはバイパスの早期完成を神出町として要望します。

神出小学校の児童が使う通学道路の通学時の通行規制、小学生の交通安全教育、啓発と減速対策について要望します。

路上駐車についてさらに現状把握し、地域として対応します。

### 公共施設の整備

田井は古くから神出の中心的な役割を果たし、そのため主な公共施設はすべて田井地区内にあります。そのため、他の地区に比べて田井の住民はこれらの恩恵を受けています。

簡易水道の維持管理について、産廃の影響のないよう監視体制を強化するとともに、調査結果を確認し安心感を得るようにします。地下水であるメリットがあるはずで、地域の価値のある財産として地下水の水質と量の確保をはかります。

公園についても、現在ある公園を十分活用します。神出町公園の使用許可については、公園の秩序ある使用をすすめるための制度ですが、使用許可の簡素化に関しての提案は出来ます。

集落の公園を定期的に清掃している人がおられるようですが、これまでの努力を評価し、今後も引き続ききれいにできるように協力します。公園の落書きや不法投棄は早期に対応し、広がりを防ぎます。放置しておく、地域がこれらの落書きや不法投棄を許したことになります。

公園の保全管理については、現在の景観を背景も含めてさらに改善し、また安全な遊具の整備を要望します。なお既存遊具に頼らない遊び方を教えるのも1つの方法です。

トイレが少なく公衆トイレが欲しいという意見もありますが、整備維持管理も大変なことから、現在利用可能なトイレを把握することからはじめます。



神出町公園

### 防犯対策

計画策定中にも防犯対策として街灯は最近6箇所増設されました。さらに必要な箇所については街灯要望箇所を精査し、取り付け可能かも検討して要望します。必

要度、集落としての優先順位も確認します。ただし、設置するとなると隣接農地の反対がある場合があるので、話し合いにより安全な生活環境の整備と農業環境の整備の折り合い点を見つけます。

また、近所同士で警戒し、隣保を中心に声を掛け合い、犯罪の無い集落を目指します。

## 衛生

堆肥による土づくりは農業面では非常に喜ばしいことで、堆肥の悪臭問題については、同じ地域に住む者同士として、お互いに理解し、トラブルにならないように気配りをします。鋤きこめば問題は無く、お互いの気配りを育てることから始めます。

廃材の野焼きについては、大規模な野焼きは禁止されています。地区内で解決できない場合は産業廃棄物の野焼きは警察や市の環境局クリーン 110 番(電話 331-9110)に通報します。なお、農家の園芸用ビニールの処理は、適正な処理をおこないます。農協で購入したビニールは農協が定期的引取り処理を実施しているのでその機会に処分します。

地区内の土地の管理の悪い場所を指摘し、管理者にお願いをし、クリーン作戦で対応します。防火水槽については、管理体制を確認し、対応を考えます。カやハエは発生源を調査し対応します。

飼い犬の糞の問題については、犬の飼い主の啓発、飼い主同士の連携を図り協力を求めます。

## ゴミ対策

ゴミステーションが遠く、車でゴミを運んでいるので、もう少しステーションを増やせないかという意見がある反面、自宅に近接するゴミステーションがあるとまた反対もあり、矛盾する議論になる場合があります。

また便利な場所に整備すると他地区の人がゴミを置く場合もあります。これらを考慮してゴミステーションの整備は今後慎重に行います。

道端の農地にはゴミのポイ捨てについて通行者のマナー啓発と、不法投棄の監視体制、不法投棄発生の可能性のある場所へは車が寄り付きにくく、投棄しにくくする工夫をします。

荒ゴミの集積場所も、現在 3 箇所ですが、もう 1 箇所増設するようにします。



ゴミ集積所

## ため池の管理

神出町はため池が多いことから、ため池を安全な形で憩いの場に活用することが求められます。ため池の一部は既に親水護岸として整備されていますが、さらに親水公園的な提案もできます。ため池のクリーン作戦については、神戸市もクリーン

キャンペーンを推進しています。また兵庫県神戸土地改良事務所の協力も得ます。  
ため池を生産、環境、防災、景観、レクリエーションの面から再評価します。

## 子ども社会

子どもは地域のイベント、交流を楽しみにしています。また地域活動への参加は地域に対する愛着を育てる大切な場となります。また、世代間、地域の縦のつながりが将来の集落活動の継続に重要な役割を持っています。そのためには大人も含めた地区内のイベントや日ごろのあいさつや会話が大切です。

学校の活動も地域と連携しないと活動が限定されることから、地域が主体的に企画を学校に提案し、学校も含めた地域活動を目指します。廃品回収、リサイクルは時代の流れであり、子どもに対する教育的な意味も込めて活動自体は維持します。

子どもが交通事故や事件に巻き込まれないよう、地域としての支援も徹底します。周りの大人が地区内の子どもに日ごろから声をかけ、目を配るといふ地道な運動を里づくりで始めたいと思います。

## 地区内の伝統文化行事

子どもの相撲大会は地域の伝統行事として大切に継承します。このような行事は子どもの良い思い出となり、子どもの地域に対する愛着が増大すると評価されます。

また、公会堂建替えを記念して、昭和51年12月に公会堂の銘盤「定礎」の奥に「タイムカプセル」を入れてあります。30周年を機に「タイムカプセル」を開けます。

地域の文化財やそれにまつわる行事も地域の財産として大切に継承し、また、機会ある毎に記録を残していきます。

## 景観形成

景観形成は地域の印象と住環境を高め、田井地区の価値を上げる効果があるため、地域として継続的に取り組みます。

中ノ池から東の方面の景観は田井地区として自慢できる景観です。また中ノ池のほとりにある神社も雰囲気良く、また美しく管理されています。今後も田井の景観鑑賞スポットとしてあげ、管理されている方の努力に感謝し、景観維持に協力します。



中ノ池

また、田井は古い情緒のある町並みも残っています。将来、国道 175 号線バイパスに幹線道路としての機能が移ることから、現国道及び旧道が違った機能を持つことになり、バイパス整備後をにらんでこのような古い町並みを保存し、道を生かした景観維持形成にも取り組みます。

景観作物による景観形成は、人々の目に付くところではヒマワリは良い印象を与えます。コスモスも景観形成に役立っています。ナノハナで景観形成を実施することも有望です。ナノハナは後処理も簡単で後の活用も検討できます。同じ努力をするのであれば、工夫して成果の上がる景観作物を導入します。

地区内には景観を損なうと見られる物体等もありますが、個人の所有管理のものが多く、所有者管理者の理解を求めていくことから始めます。



ヒマワリ

## 交流事業

交流事業は、まったくのボランティアと割り切って実施する場合は別ですが、接待的な交流は地元の負担が大きすぎて長続き出来ないと考え、実施する場合は地元にとってもメリットのある方法を検討します。内容は農業振興、地域活性化の手段となり、都市住民にとっても魅力のあるイベントを企画します。

田井地区にもため池が多いため、地区外から釣り人が多く訪れますが、釣り客が残していった釣り糸で迷惑することもあります。この件に関しては、神出町や、西区全体の問題としても検討してもらい、釣り人を巻き込んだイベント、クリーン作戦も検討する必要があります。

### 3 土地利用計画

土地利用を検討する場合、田井地区は昔から神出町の中心的な位置づけにあり、公共施設も多く存在しますが、農地面積の割合がやはり高いことから、当面、農地の利用が土地利用の要となります。

会議等では開発、発展を望む意見を出されることも多いが、どの様な開発、発展を目指すかが問題です。

開発と保全の調和を目指した5年、10年、20年後の田井の理想的な姿を思い描いて、皆で誘導していくことがこれからの田井の里づくりです。

#### 農業保全区域

ほ場整備事業で整備された農地を中心に農業保全区域として位置づけ、農地として活用し、美しい農村空間を守って行きます。

また、転作制度に沿った自己保全管理では、周辺環境維持を考えて管理を徹底するよう協力を求めます。また営農組合でも保全管理を請け負います。

#### 集落居住区域

既存住宅が連担する区域を新たに集落居住区域として設定し、住宅環境の維持向上をはかります。集落居住区域に設定することにより、特に大規模な資材置場や駐車場を規制します。

#### 環境保全区域

田井地区では当初指定で集落の南部の山林を中心に環境保全区域に設定されています。

環境保全区域では条例施行前から色々な土地利用がなされているブロックもありますが、特に新たな土地利用も提案されていませんので、引き続き環境保全区域に設定します。

#### 特定用途区域 A

当初指定で、神出小学校と神出浄水場が特定用途区域 A に指定されていますが、引き続きこの2ヶ所を特定用途区域 A に指定するとともに、神出自然教育園を地域にとってメリットのある施設に位置づけ、北側の果樹園等も含めて新たに特定用途区域 A に指定します。

## 土地利用計画への位置づけ

里づくり計画で「位置づけ」の必要な新たな土地利用は現在把握していないため、このたびの土地利用計画では「計画への位置づけ箇所」はありません。

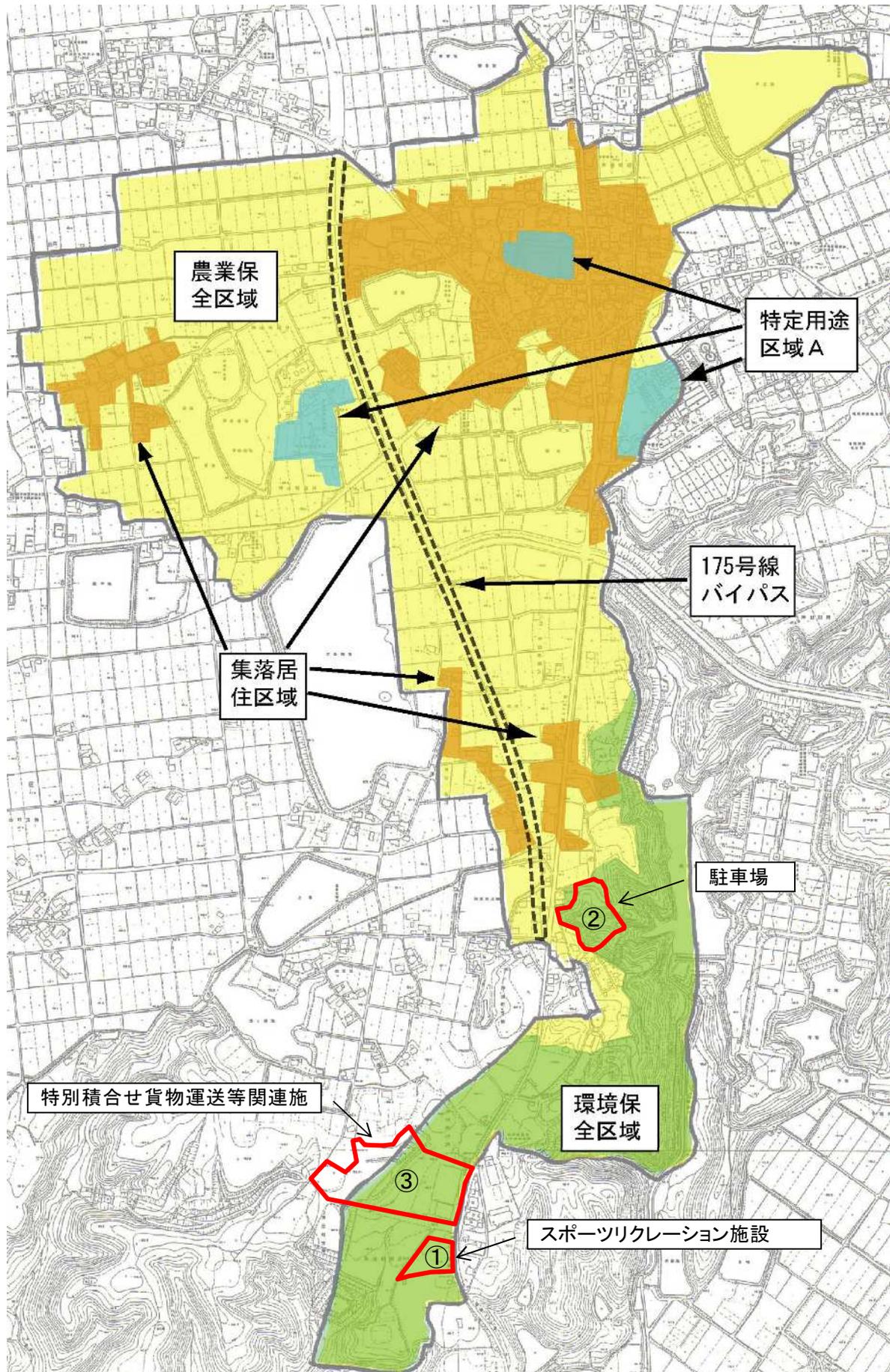
ただし、今後新たな土地利用で「位置づけ」の必要なものが出てきた場合は、里づくり協議会で慎重に審議し、計画変更で対応します。

新たな「位置づけ」をする土地利用

(①平成28年9月26日, ②平成29年3月14日, ③令和3年1月14日申請)

番号	内容	字・地番	地目	面積 (㎡)
①	スポーツリ克雷ション施設 (サブイパルゲームフィールド)	鍋谷 1320-17	山林	43
		〃 1320-32	畑	676
		〃 1320-33	宅地	241.53
		〃 1320-34	畑	2,833
		〃 1320-91	山林	3,392
		合計 5筆		7,185.53
②	駐車場	鍋谷 1320-1	山林	9,490.125
③	特別積合せ貨物運送等関連施設	鍋谷 1320-46	宅地	1,024.79 ㎡
		〃 1320-47	〃	2,274.38 ㎡
		〃 1320-48	〃	1,087.60 ㎡
		〃 1320-49	〃	1,084.29 ㎡
		〃 1320-50	〃	1,190.08 ㎡
		〃 1320-51	山林	1,586 ㎡
		〃 1320-54	宅地	1,474.38 ㎡
		〃 1320-61	山林	2,433 ㎡
		〃 1320-62	〃	4,803 ㎡
		〃 1320-63	〃	2,932 ㎡
		〃 1320-81	〃	1,279 ㎡
合計 11筆		21,168.52 ㎡		

土地利用計画 土地利用計画を図のように定める。



## V 参考資料

### 里づくり協議会の活動実績

会議名等	年 月 日	地元参集範囲	内 容
田井里づくり協議会設立	10. 10. 26	協議会委員	里づくり協議会の設立
里づくり協議会	14. 10. 16	協議会委員	里づくり計画の策定
アンケート調査	14. 11. 10	地域内の組織	
里づくり協議会	14. 12. 11	協議会委員	里づくり計画案の検討
現地調査 里づくり協議会	15. 1. 21	協議会委員	地区内点検 里づくり計画案の検討
里づくり協議会	15. 2. 19	協議会委員	里づくり計画案の検討
営農座談会	15. 3. 12	農会推薦農業者	
婦人会・子供会座談会	15. 3. 28	女性・子供住民	
報告	15. 5. 23	三宅助教授	
営農座談会	15. 11. 11	協議会委員	里づくり計画案の検討
里づくり協議会	16. 11. 17	協議会委員	里づくり計画案の検討
営農座談会	16. 12. 9	農会推薦農業者	
里づくり協議会	16. 12. 16	協議会委員	里づくり計画案の検討
里づくり協議会	17. 2. 4	協議会委員	里づくり計画案の検討
里づくり協議会	17. 3. 5	協議会委員	里づくり計画の承認

### 里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 神出町田井地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、「田井里づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設ける。

(事業)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関すること。
- (2) 地域内の里づくり事業に関する連絡及び調整
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 この協議会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 農会長
- (3) その他目的達成に必要な者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 3名  
代表委員 別表に掲げる者

2 会長・副会長は、代表委員会で選考し、総会の承認を得る。

(会長・副会長の職務)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(代表委員の職務)

第6条 代表委員は協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整  
に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第7条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総 会)

第8条 総会は、協議会委員全員をもって構成し、協議会の重要事項を協議決定する。

2 協議会は会長が必要の都度招集し会長が議長となる。

(代表委員会)

第9条 代表委員会は、協議会の運営についての重要事項について協議決定する。

2 代表委員会は会長が必要の都度招集し、会長がその議長となる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長をもって組織し、協議会の運営の基本的事項について協議  
決定する。

(小委員会)

第11条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けること  
ができる。

2 小委員会に関することは、代表委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第12条 この協議会は、神出里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

2 この協議会は、産業振興局西農政事務所及び西区神出連絡所と連携して進める。

(処 務)

第13条 この協議会の事務は、田井自治会と産業振興局西農政事務所で処理する。

(雑 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附 則)

1 この規約は、平成10年10月17日から施行する。

2 設立当初の役員及び委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成12年1月15日までとする。